

# 1 管理課

## (1) 精神障害者保健福祉手帳に関する事務

- ア 承認者数・件数の現状
- イ 審査方法の変化
- ウ 制度改正
- エ 今後の課題

## (2) 自立支援医療費(精神通院)支給認定に係る事務

- ア 申請者数・件数の現状
- イ 制度の複雑さ
- ウ 新たな課題

## (1) 精神障害者保健福祉手帳に関する事務

神奈川県精神保健福祉センターでは、神奈川県（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。以下同様）の在住者の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の審査及び交付事務を、平成 14 年度から行っている。

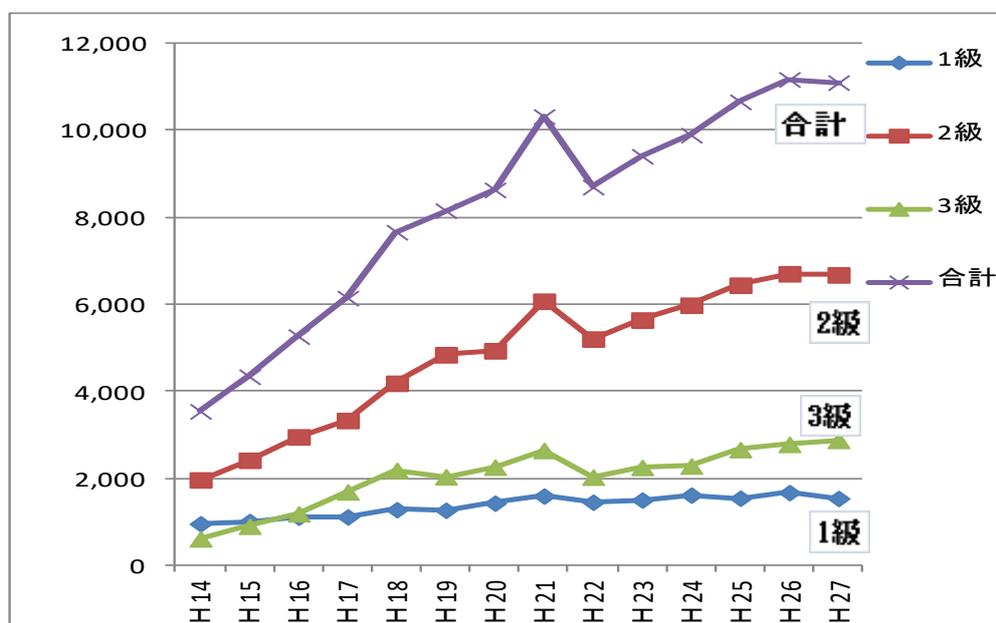
### ア 承認者数・件数の現状（注 1. 2）

平成 14 年以前からも申請件数は年々増加傾向を見せていたが、市町村へ窓口業務が移管され、制度がより身近に申請しやすくなったことや、精神医療、福祉をとりまく環境の変化などに色々な要因が重なり、平成 14 年度以降申請件数は大幅に増加している。

図 1 精神障害者保健福祉手帳の承認件数の推移

手帳の承認件数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1級	962	1,014	1,115	1,119	1,285	1,272	1,436
2級	1,970	2,422	2,960	3,337	4,192	4,847	4,939
3級	614	906	1,191	1,694	2,189	2,042	2,263
合計	3,546	4,342	5,266	6,150	7,666	8,161	8,638
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1級	1,599	1,458	1,507	1,621	1,550	1,679	1,544
2級	6,079	5,210	5,647	5,987	6,447	6,710	6,683
3級	2,647	2,034	2,257	2,289	2,667	2,788	2,879
合計	10,325	8,702	9,411	9,897	10,664	11,177	11,106

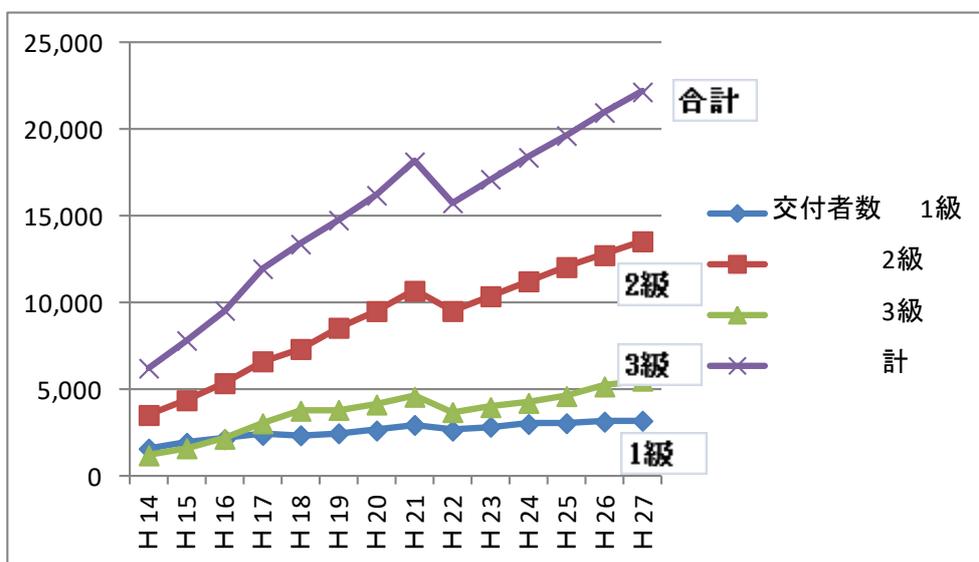


平成 22 年度に、相模原市が政令指定都市となり承認件数・承認者数ともに一時期減少したが、一貫して増加傾向にある。承認者件数をみると、1 級は対平成 14 年度比 1.60 倍 2 級は 3.39 倍 3 級は 4.68 倍と、特に 2 級と 3 級の承認件数が増えていて全体の件数では対平成 14 年度比 3.13 倍となっている。

図2 精神障害者保健福祉手帳の承認者数

手帳の承認者数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1級	1,550	1,889	2,091	2,342	2,321	2,437	2,596
2級	3,495	4,348	5,336	6,601	7,316	8,543	9,510
3級	1,158	1,569	2,117	3,014	3,743	3,791	4,102
合計	6,203	7,806	9,544	11,957	13,380	14,771	16,208
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1級	2,920	2,591	2,816	2,973	3,020	3,108	3,162
2級	10,680	9,514	10,368	11,231	12,055	12,744	13,547
3級	4,551	3,664	3,951	4,197	4,590	5,146	5,482
合計	18,151	15,769	17,135	18,401	19,665	20,998	22,191



承認者数で見ても、1級は対平成14年度比2.04倍、2級は3.87倍、3級は4.73倍となっていて、2級と3級の承認者数の増加が目立ち、全体としては対平成14年度比3.57倍となっている。

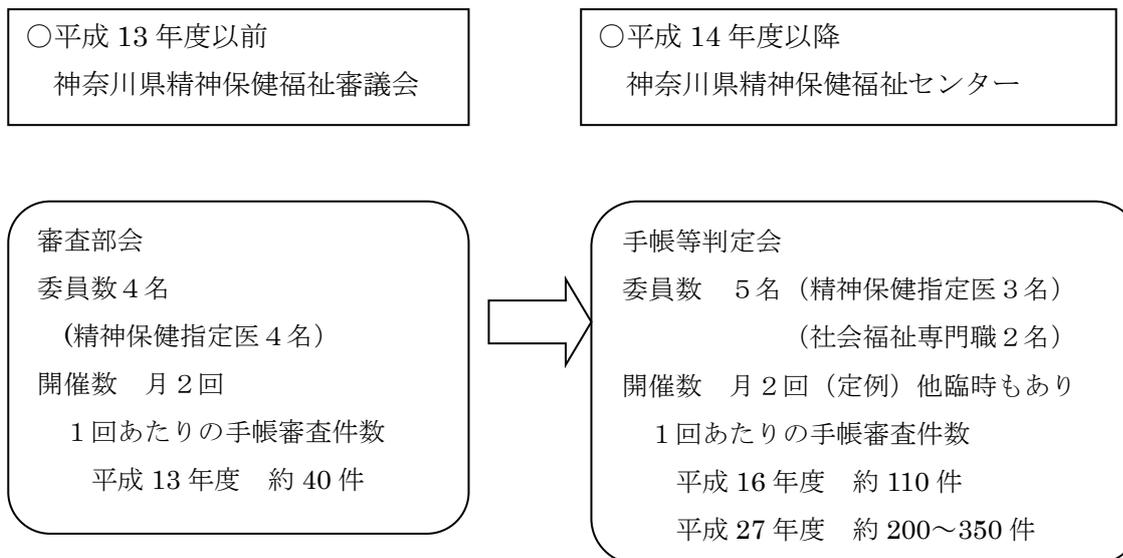
注1：承認件数

当該年度中に承認された件数（新規承認、更新、再承認、等級変更、県外転入申請を含む）。  
不承認は含まない。

注2：承認者数

神奈川県内在住者（横浜、川崎、相模原市を除く）の精神保健福祉手帳の取得者数。

## イ 審査方法の変化



平成 13 年度以前は、神奈川県精神保健福祉審議会において、精神保健指定医 4 名が委員となり、手帳の審査がおこなわれていた。平成 14 年度以降は、当所に手帳等判定会が設置され障害等級の判定機関となった。委員も精神保健指定医 3 名に社会福祉専門職 2 名が加わって計 5 名となった。これにより医療的側面に福祉的、社会的な観点が変わり、より日常生活や社会生活の状況を反映させた審査を行っている。

## ウ 制度改正

平成 28 年 4 月の行政不服審査法の改正により、手帳の交付や障害の等級判定に対しての不服申立期間がこれまでの 60 日から 3 ヶ月に延長された。さらに、審査請求書が提出された場合、当所が審査庁としての事務の他、処分庁として審理員からの求めに応じて、処分の内容や理由などを記載した弁明書を提出しなければならない。また、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがあり質問が出された場合は、口頭意見陳述を行わなければならないなど、制度改正に伴う新たな対応が求められるようになった。

## エ 今後の課題

平成 14 年度以前に比べ特に 2 級の承認件数が増え、1 級と 2 級、2 級と 3 級との境界の見極めなど判定が難しい申請が増えている。なお、主治医が作成した診断書のみが審査対象となるため、主治医による診断書の作成技術が等級判定に与える影響は大きい。一方、審査においては公平性や正確性が求められているため、判定の難しさがある。

また、今後の申請者（承認者）増加に対応できる人員体制の構築・業務の効率化を図っていく必要がある。

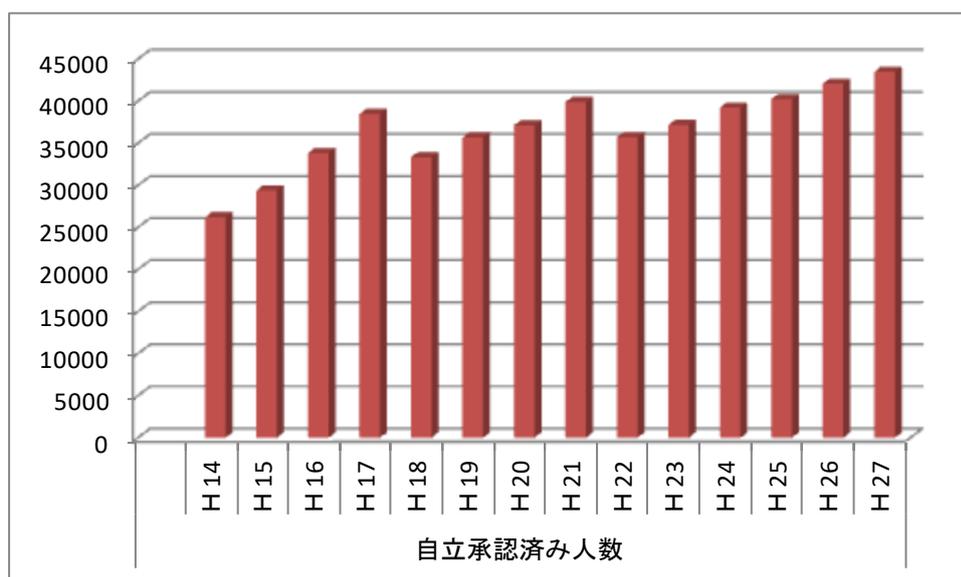
## (2) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定に関する事務

病院または診療所へ入院しないで行われる精神疾患の医療を受ける場合において、その治療に要する費用の負担軽減・適正な医療の普及を目的として、障害者自立支援法により、当所では平成 18 年度から自立支援医療（精神通院医療）支給認定事務を行っている。

### ア 申請者数・件数の現状

自立承認済み人数

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
26,182	29,370	33,817	38,455	33,304	35,675	37,094
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
39,870	35,717	37,149	39,210	40,221	42,047	43,477



自立支援医療についても、申請件数は年々増加しており、神奈川県在住者（横浜・川崎・相模原市を除く）で、自立支援受給者証の保持者は、平成 25 年度に 4 万人を超えた。当所で認定・交付事務の始まった平成 18 年度と比べても平成 27 年度は、約 1 万人増と増加傾向にある。

### イ 制度の複雑さ

自立支援医療（精神通院医療）は、国の制度であるが、実施主体は都道府県・政令市であるため、書式、登録できる薬局の数、自己負担額が各自治体によっても多少異なる。

さらに、自立支援医療（精神通院医療）の受給者が一定の所得以上でも自立支援医療の対象となる制度の経過的特例が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されるなど制度の改正も行われている。

### ウ 新たな課題について

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が導入され手帳と自立支援医療においても個人番号の利用が始まった。マイナンバーや行政不服審査法の改正など制度改正に伴う書式の変更や、制度の説

明・周知も課題である。

さらに、平成 29 年 7 月からは他の行政庁との情報連携も始まる。情報連携により、申請者は申請時に必要な所得や年金に関する書類の提出が一部省略できるようになるが、当所からも県税事務所や市町村に情報提供を行うことになり、新たに情報提供の事務が増えるとともに、情報管理の徹底もさらなる課題の一つである。

これらの状況の中でも、迅速性さと正確さがより求められおり、手帳と同様に今後の申請者増加に対応できる人員体制の構築・業務の効率化をどのように図っていくかが課題である。